

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（東京消防庁企画調整部企画課）..... 一
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
.....（同）..... 一

告示

- 建築基準法による道路位置の指定.....（都市整備局市街地建築部建築指導課）..... 二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等.....（環境局総務部環境政策課）..... 二
- 平成二十七年年度ふぐ調理師試験の実施.....（福祉保健局健康安全全部健康安全課）..... 七

告示（公）

- 教習指導員審査の実施..... 七

規程（文）

- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程..... 八
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程..... 九
- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程..... 九
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程..... 九

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請：（生活文化局都民生活部地域活動推進課）..... 一〇
- 開発行為に関する工事完了..... 二
-（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）..... 二

正誤

- 平成二十五年九月二十六日付東京都告示第千三百七十八号.....
.....（環境局環境改善部化学物質対策課）..... 二
- 平成二十六年四月十日付東京都告示第五百九十七号.....（同）..... 三

規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年五月一日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十四号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 平成二十六年九月二十七日に発生した御嶽山の噴火による災害に際して、職員が消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊として派遣され、東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例第七條第一項第一号に掲げる業務に従事した場合の救出救助手当の支給については、別表5の項中「八名」とあるのは、「三十名」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第四項の規定は、平成二十六年九月二十七日から適用する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年五月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十五号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和四十二年東京都規則第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百元」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百五十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第四の規定は、平成二十七年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償(適用日から施行日の前日までに係る分に限る。)は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告 示

●東京都告示第八百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月一日

東京都知事 外 添 要 一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十七年三月二十一日	神津島村二百三十三番十一及び同番十二の一部	延長 一四五・〇〇 幅員 四・三〇
----------------------	--------------	-----------------------	-------------------

●東京都告示第八百三十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、光が丘清掃工場建替事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 東京二十三区清掃一部事務組合
 管理者 西川 太一郎
 千代田区飯田橋三丁目五番一号
- 二 対象事業の名称及び種類
 光が丘清掃工場建替事業
 廃棄物処理施設の設置
- 三 対象事業の内容の概略
 対象事業は、練馬区光が丘五丁目位置する既存の光が丘清掃工場の建替えを行うものである。
- 四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
 事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

ある。
五 評価書の縦覧

(一) 期間
平成二十七年五月一日から同月十五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 練馬区環境部環境課

練馬区豊玉北六丁目十二番一号

イ 板橋区資源環境部環境課

板橋区板橋二丁目六十六番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論
対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(7)に示すとおりである。

表 1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>ア 工事の施行中 (7)建設機械の稼働に伴う排出ガス 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、最大濃度を示す敷地境界において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。それぞれ評価の指標とした「環境基本法」に基づく環境基準を下回る。 ・浮遊粒子状物質 0.045 ppm(98%値) 0.023 mg/m³(年平均値) ・二酸化窒素 0.045 ppm(98%値) 0.027 ppm(年平均値)</p> <p>イ 工事用車両の走行に伴う排出ガス 工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。 ・浮遊粒子状物質 0.052 mg/m³(2%除外値) 0.021 mg/m³(年平均値) ・二酸化窒素 0.039～0.040 ppm(98%値) 0.020～0.021 ppm(年平均値)</p> <p>エ 工事の完了後 a 長期予測 (7)施設の稼働に伴う煙突排出ガス 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度は、次のとおりであり、それぞれ評価の指標を満足する。 ・二酸化硫黄 0.005 ppm(2%除外値) 0.002 ppm(年平均値) ・浮遊粒子状物質 0.050 mg/m³(2%除外値) 1.24%(着与率) ・二酸化窒素 0.039 ppm(98%値) 0.021 mg/m³(年平均値) ・ダイオキシン類 0.031 pg-TEQ/m³(年平均値) 0.12%(着与率) ・塩化水素 0.0002 ppm(年平均値) 0.019 ppm(年平均値) ・水銀 0.003 μg/m³(年平均値) 0.33%(着与率) 0.031 pg-TEQ/m³(年平均値) 0.81%(着与率) 0.0002 ppm(年平均値) 0.0002 ppm(年平均値) 11.19%(着与率) 0.003 μg/m³(年平均値) 4.05%(着与率)</p> <p>ロ 短期予測 上層逆転層発生時の予測濃度は、次のとおりであり、それぞれの評価の指標を下回る。なお、この濃度は、調査期間中の上層逆転層発生時のなかで最も濃度が高くなる気象条件において予測した。 ・二酸化硫黄 0.011 ppm(1時間値) ・浮遊粒子状物質 0.063 mg/m³(1時間値) ・二酸化窒素 0.047 ppm(1時間値) ・ダイオキシン類 0.074 pg-TEQ/m³(1時間値) ・塩化水素 0.002 ppm(1時間値) ・水銀 0.008 μg/m³(1時間値)</p>

表 1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

調査影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>接地逆転期前後時(フェミニンジョブ)の予測濃度は、次のとおりであり、それらの評価の指標を下回る。なお、この濃度は、接地逆転期前後時のもので、その可能性がある気象条件の出現は、測定期間中(80回)に2回であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 0.013 ppm(1時間値) ・浮遊粒子状物質 0.078 mg/m³(1時間値) ・二酸化窒素 0.066 ppm(1時間値) ・ダイオキシン類 0.097 pg-TEQ/m³(1時間値) ・塩化水素 0.004 ppm(1時間値) ・水銀 0.019 µg/m³(1時間値) <p>(4)清掃車両の走行に伴う排出ガス 清掃車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。 ・浮遊粒子状物質 0.052 mg/m³(2%除外値) 0.021 mg/m³(年平均値) ・二酸化窒素 0.039~0.040 ppm(98%値) 0.020~0.021 ppm(年平均値)</p>
悪臭	<p>敷地境界 計画施設の稼働時における敷地境界の臭気指数は、評価の指標とした「悪臭防止法」に定める規制基準を下回る。</p> <p>イ 煙突等気体排出口 計画施設の稼働時における煙突等気体排出口での臭気排出強度は、評価の指標とした「悪臭防止法」に定める規制基準を下回る。</p> <p>ウ 排水 計画施設の稼働時における排水の臭気指数は、評価の指標とした「悪臭防止法」に定める規制基準を下回る。なお、計画施設からの排水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。</p> <p>エ 工事の施行中 (7)建設機械の稼働に伴う騒音 予測結果は、高さ1.2mで59~64dB、高さ4.0mで79~84dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準、及び「東京都環境確保条例」^(注)に定める指定建設作業に係る騒音の報告基準を下回る。</p> <p>(4)工事車両の走行に伴う騒音 予測結果は、58~64dBであり、予測した7地点のうち4地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。 この4地点では、現況調査結果がすでに環境基準を上回っており、全地点の工事車両の走行による増加分が-0.7~0.2dBと小さいことから、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>イ 工事の完了後 (7)施設稼働に伴う騒音 予測結果は、昼間及び夜間ともに32~38dBであり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準を下回る。</p> <p>(4)清掃車両の走行に伴う騒音 予測結果は、58~65dBであり、予測した7地点のうち4地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。 この4地点では、現況調査結果がすでに環境基準を上回っており、全地点の清掃車両の走行による増加分が0.0~1.1dBと小さいことから、本事業による影響は少ないと考える。</p>

(注)「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

振動	振動
<p>エ 工事の完了後 (7)施設稼働に伴う振動 予測結果は、昼間、夜間ともに40~47dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を下回る。</p> <p>(4)清掃車両の走行に伴う振動 予測結果は、41~49dBであり、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。</p>	<p>エ 工事の完了後 (7)施設稼働に伴う振動 予測結果は、昼間、夜間ともに40~47dBであり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を下回る。</p> <p>(4)清掃車両の走行に伴う振動 予測結果は、41~49dBであり、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。</p>
<p>ア 土壌中の有害物質の濃度 施設稼働中において現況調査を行った範囲では、汚染土壌処理基準及び地下水の有害汚濁に係る環境基準等以下であり、ダイオキシン類についても、環境基準を下回る結果となった(調査指標値も下回る。)。ごみや灰等に含まれる汚染物質が事前に除去され、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれがない。さらに、現況調査を行ななかった既存施設が存在する範囲では、除却や土地の改変に先立って、関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施し、土壌の汚染が認められる場合、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 このことから、土壌中の有害物質濃度は、関係法令に基づき基準以下になると考える。</p> <p>イ 地下水への溶出の可能性の有無 「ア」土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、土壌汚染の拡大がないことから、地下水中の有害物質濃度は、関係法令に基づき基準以下になると考える。</p>	<p>ア 土壌中の有害物質の濃度 施設稼働中において現況調査を行った範囲では、汚染土壌処理基準及び地下水の有害汚濁に係る環境基準等以下であり、ダイオキシン類についても、環境基準を下回る結果となった(調査指標値も下回る。)。ごみや灰等に含まれる汚染物質が事前に除去され、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれがない。さらに、現況調査を行ななかった既存施設が存在する範囲では、除却や土地の改変に先立って、関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施し、土壌の汚染が認められる場合、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 このことから、土壌中の有害物質濃度は、関係法令に基づき基準以下になると考える。</p> <p>イ 地下水への溶出の可能性の有無 「ア」土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、土壌汚染の拡大がないことから、地下水中の有害物質濃度は、関係法令に基づき基準以下になると考える。</p>
<p>ウ 汚染土壌の量 「ア」土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、現況調査を行った範囲での土壌汚染はなかったため、汚染土壌は生じないと考える。 また、現況調査を行ななかった既存施設が存在する範囲においても、今後、工事中に土壌汚染状況調査等を実施し、万一汚染が確認された場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じ、処理を行う。 このことから、本事業により、計画地及びその周辺地域において土壌に影響を及ぼすことは少ないと考える。</p>	<p>ウ 汚染土壌の量 「ア」土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、現況調査を行った範囲での土壌汚染はなかったため、汚染土壌は生じないと考える。 また、現況調査を行ななかった既存施設が存在する範囲においても、今後、工事中に土壌汚染状況調査等を実施し、万一汚染が確認された場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じ、処理を行う。 このことから、本事業により、計画地及びその周辺地域において土壌に影響を及ぼすことは少ないと考える。</p>

表 1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p>ア 地盤の変形の範囲及び程度 本事業における掘削工事では、建設工事や土木工事において一般的に採用されている工法で、十分に安定性が確保されている、鋼製矢板等による山留めや、山留め壁 (SMW) 工法を採用する。さらに、掘削工事の進捗に合わせて切梁支保工等を設ける等、山留め壁面への土圧に対する相填を行い、山留め壁の変位を最小に抑える。 以上のことから、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>イ 地下水の水位及び流速の変化の程度 掘削工事中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域 (GL 約 -8 m) は、鋼製矢板等を掘削深度より深い位置まで投入をし、掘削深度の深い区域 (GL 約 -16 m) は、遮水性の高い山留め壁 (SMW) により、掘削区域を囲み、かつ、その先端を GL-25m まで投入して、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入の防止をする。 以上のことから、工事に伴う揚水は、計画地内側の一部の箇所に限られるため、計画地周辺の地下水を著しく低下させることはないと考え、異常があった場合には適切に対処する。 掘削工事後における地下水の状況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。 以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地下水の状況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の状況に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>ウ 地盤沈下の範囲及び程度 「ア 地盤の変形の範囲及び程度」及び「イ 地下水の水位及び流速の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事では、山留め壁として鋼製矢板や遮水性の高い SMW を採用する。これらの対策を行うことにより、地盤の安定性を保つとともに、周辺からの地下水の湧出を抑制し、周辺の地盤に及ぼす影響は小さい。 また、地盤変位計を設置し、工事の進行中も地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>したがって、本事業により地盤沈下及び地盤の変形が生じることは少なく、周辺の建築物等に影響を及ぼさないと考えられることから、評価の指標を満足できると考える。</p>

表 1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p>ア 地下水の水位、流速の変化の程度 掘削工事中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域 (GL 約 -8 m) は、掘削底面が第一帯水層の上部表面までの掘削であるため、鋼製矢板等を掘削深度より深い位置まで投入をし、掘削深度の深い区域 (GL 約 -16 m) は、遮水性の高い山留め壁 (SMW) により掘削区域を囲み、かつ、その先端を GL-25m まで投入して、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入の防止をする。 その結果、工事に伴う揚水は、計画地内側の一部の箇所に限られるため、計画地周辺の地下水を著しく低下させることはないと考え、異常があった場合には適切に対処する。 掘削工事後における地下水の状況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。 また、掘削工事後における地下水の状況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。 したがって、本事業により計画地周辺の地下水の水位及び流速に及ぼす影響は少ないと考えられ、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>イ 表面流出量の変化の程度 本事業では、計画地内の緑化に努め、地下水へのかん養を図ることに加え、植栽地による浸透域及び貯留施設の雨水流出抑制施設を設置することにより、「練馬区総合治水計画」に定める雨水流出抑制量を確保する計画である。 したがって、本事業により雨水の表面流出量に及ぼす影響は少なく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 計画地に隣接する地域は、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影の規制対象区域である。 計画地建築物等による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、近接する住宅地等の各敷地境界での計画建築物等による日影時間は短い。 一方、計画地建築物は一団地設定のため、周辺の建築物と合わせた複合建築物による日影により規制を受ける。複合建築物による日影は、計画地東側及び北側で規制を超える結果となったが、計画地北側における日影時間は、現状と比べ最大で 2 時間程度減少することから、本事業により日影の影響は少なくなると考える。 なお、複合建築物による日影については、過去の増成案に当たって建築基準法の規定に基づいた日影免除の許可申請をしており、本事業の手続に当たっても、同様の手続を行う予定である。</p> <p>イ 日影が生じることに伴う影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 計画地に近接する特に配慮すべき施設等として、練馬光が丘病院、住宅地及び都立光が丘公園が存在している。 工事の完了後の各施設等付近における日影時間は、現状と比べ減少する結果となった。 なお、煙突による日影は、計画地北側の都立光が丘公園に 9 時から 16 時において生じているが、煙突の影は狭く日影時間も短いためその影響は少ない。 また、煙突の高さと位置は同程度であり、日影が生じる範囲は現状と比べほぼ変わらない。 以上より、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は少ないと考える。 したがって、本事業による日影の影響は軽微であり、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
電波障害	<p>工事の完了後において計画建築物等により、一部の地域にテレビ電波の遮へい障害の発生が予測された。</p> <p>計画建築物等の建物規模・構造は、既存施設と同程度で、その位置も同じであるため、新たに受信障害は起こらないと考える。さらには計画地の西側には特例なお、本事業の実施により、新たに電波障害が発生し、本事業による障害が明らかになった場合には環境保全の措置を実施する。</p> <p>したがって、可能な限り電波障害を防止できるものであり、評価の指標を満足すると考える。</p>
景観	<p>主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>計画地周辺は、全体的に低層及び中層建築物である住宅等が多く、公園等が多数散在する地域である。また、都営大江戸線の光が丘駅が計画地の南側にあり、東京メトロ有楽町線が東から北西方向に走っている。さらに計画地の西側には特例都道である南田中町旭町線（笹目通り）、北東には一般国道254号（川越街道）など、幹線となる道路が近くを通過している。公園・緑地等も多く散在し、計画地の北側には都立光が丘公園が広がるなど、緑に囲まれた景観特性を有している。本事業は、既存の清掃工場を建替えるものであり、工場棟の高さは既存施設の高さより低く抑え、高さ制限30m以内とし、煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さ（約150m）とする計画である。工事の完了後の主な建築物は工場棟と煙突であることから、基本的な景観構成要素の変化は大きく、地域景観の特性の変化はほとんどないと考えられる。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>1 建替え後の工場棟は既存のものより低く、煙突（外筒）の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては練馬区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするともに、工場棟の壁面緑化等を行うことにより周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考えられる。</p> <p>圧迫感の変化の程度</p> <p>計画建築物の建替えにより形態率は、全体的に減少する。</p> <p>また、計画建築物のみによる形態率は約1.9%から約3.2%までの範囲にあり、評価指標である40mのときにおける下限値3.9%及び許容限界値6.2%を下回る結果となった。よって、計画建築物による圧迫感の影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>したがって、本事業による景観の影響は軽微であり、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 1 (7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設廃棄物 既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生するコンクリート塊等の建設廃棄物は約5.8万tと予測されるが、計画段階から発生抑制することともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、減量化に努める。</p> <p>また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェスト制度に基づき適正に処分する他、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理する。</p>
温室効果ガス	<p>(7) 建設発生土 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約4.9万m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。</p> <p>したがって、本事業の工事の施行中において、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う廃棄物 施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約0.7万t/年である。</p> <p>飛灰は重金属類の溶出防止のため薬液処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新橋面処分場へ搬出し、埋立処分をする。</p> <p>主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥について、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。</p> <p>したがって、本事業の工事の完了後において、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、評価の指標を満足すると考える。</p>
温室効果ガス	<p>本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設や地域冷暖房施設への熱供給を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、屋上や壁面の緑化を行うことによる建物の断熱を図る。</p> <p>以上のことから、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に定める事業者の責務に照らして妥当なものであり、評価の指標を満足すると考える。</p>

●東京都告示第八百三十二号

東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。)第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験日時

(一) 学科試験

平成二十七年八月一日(土曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

平成二十七年八月三日(月曜日) から同月七日(金曜日)までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。

二 試験会場

学校法人後藤学園武蔵野調理師専門学校(豊島区南池袋三丁目十二番五号)

三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規則」という。)に関する事。

イ ふぐに関する一般知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円

五 願書受付期間

平成二十七年七月一日(水曜日) から同月三日(金曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時三十分まで

六 願書受付場所

東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口 新宿区西新宿二丁目八番一号

七 受験資格

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)による調理師免許を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

(一) 東京都知事の与えた免許を有するふぐ調理師の下で、ふぐの取扱い(条例第十条第一号及び第三号に規定する場合を除く。)に一年以上従事した者

(二) (一)のふぐの取扱いに一年以上従事した者と同等以上の経験を有する者として次に掲げるもの

ア 次に掲げる府県の知事の与えたふぐの処理に関する免許を有する者

埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県

イ 次に掲げる県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の

知事又は市長が二年以上ふぐの処理に従事した者を対象として行うふぐの処理に関する講習会を修了し、

当該知事又は市長がふぐの処理を行うことを認めたる者

宮城県、山形県、栃木県、群馬県、茨城県、長野県、岐阜県、三重県、広島県、長崎県、沖縄県、仙台市、広島市、宇都宮市、前橋市、高崎市又は福山市

八 合格発表の日時及び場所

(一) 日時

平成二十七年十月一日(木曜日)及び同月二日(金曜日)の午前十時から午後四時三十分まで

(二) 場所

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎二十一階南側)及び東京都市場衛生検査所(中央区築地五丁目二番一号(築地市場内))

九 その他

(一) 受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課及び東京都市場衛生検査所において、平成二十七年六月一日(月曜日)から配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三五八)に問い合わせること。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第167号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

<p>平成27年5月1日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査 (2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 普通自動車免許教習指導員審査 (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査 (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査 (7) 牽引免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができ運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識 ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成27年6月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成27年5月25日（月曜日）及び同月26日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年5月14日（木曜日）から配布する。</p>	<p>ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線5283</p> <p style="text-align: center;">規 程 (交)</p> <p>●交規回照製操六十七号</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年五月一日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「並びに学校教育法」を「、学校教育法」に、「規定による学校及び」を「規定による学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項の規定による幼保連携型認定こども園並びに」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第六十八号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年五月一日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「並びに学校教育法」を「、学校教育法」に、「保育所及び」を「保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平

成十八年法律第七十七号)第二条第七項の規定による幼保連携型認定こども園並びに」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第六十九号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年五月一日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「並びに学校教育法」を「、学校教育法」に、「規定による学校及び」を「規定による学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項の規定による幼保連携型認定こども園並びに」に改める。

第四十一条第一項中「認定学校の学生、生徒、児童又は幼児」を「認定学校に在学する者」に改める。

第四十三条第一項第一号イ(1)を次のように改める。

(1) 認定学校に在学する者(放送大学の学生を除く。)

第四十三条第一項第一号ハ(1)中「保育所の児童」の下に「、幼保連携型認定こども園の子ども」を加える。

第四十四条第二項第一号中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

第六十四条第二号備考四中「生徒、児童及び幼児」を「者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第七十号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年五月一日

東京都交通局長 新 田 洋 平

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年交通局規程第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「並びに学校教育法」を「、学校教育法」に、「規定による学校及び」を「規定による学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項の規定による幼保連携型認定こども園並びに」に改める。

第二十七条第一項中「認定学校の学生、生徒、児童又は幼児」を「認定学校に在学する者」に改める。

第三十六条第一号(一)アを次のように改める。

ア 認定学校に在学する者(放送大学の学生を除く。)

第三十六条第一号(三)ア中「保育所の児童」の下に「、幼保連携型認定こども園の子ども」を加える。

第三十七条第二項第一号中「学校長(保育所、勤労青年学校の代表者を含む。以下同じ。)」を「学校長(保育所、

幼保連携型認定こども園又は勤労青年学校の代表者を含む。
以下同じ。に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人人材を育成する会

三 代表者の氏名

大野 由梨香

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区南葛西二丁目十二番九号 メゾン・ブリティ二〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、建設業に係わる人材の交流及び育成に関する事業、建設業についての知識・技術の向上及び普及・啓発に関する事業等を行い、建設業界の水準を高めるための人材育成及び就労環

境の改善を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ALARE

三 代表者の氏名

大崎 豪史

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市飛田給一丁目三十番地二 ラックむさしの四〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、若者を主とした不特定多数の人に対して、相互承認を基本理念としたお互いが学びあう場を日本全国で作ります。ことで、個々の自己肯定感を高め、一人ひとりが自分らしく生きていける社会を、皆で価値を共創していける社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人遺品整理サポートセンター

三 代表者の氏名

蒲生 幹雄

四 主たる事務所の所在地

東京都港区浜松町一丁目二番十二号 F1ビル九階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、遺品整理についての知識が乏しい立場にある社会的弱者への支援を行うとともに、部品の再資源化・再商品化、環境に配慮した廃棄物等の処分事業を通じて、人々が安心して暮らせるまちづくりと、限りある資源の有効活用、失われつつある美術的・文化的遺産の存続に努めるなど、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年三月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人美術館・博物館建築研究所

三 代表者の氏名

半澤 重信

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目二十番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、文化財を未来へ残していくための正しい方法、姿を伝えていくことを目的としている。文化財を後世に伝えていくために市民自らが学び、楽しみ、啓発出来る場所としてのミュージアムにするために、種々のミュージアムが抱える問題に対して包括的な相談を受ける機関をつくる。貴重な我々人類の資産である文化財を守り、時代の精神文化を将来に残すための環境の改善に努めることで、より良き文化を持った社会づくりに寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人住いネット

三 代表者の氏名

馬場 正強

四 主たる事務所の所在地

東京都北区赤羽西一丁目三十五番八号 レッドウイン

グビル八階八〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、「住い」の賃貸借と売買において、その取引を行う個人とその取引の当事者又は介在者である事業者の間に存在する情報の量及び質並びに交渉力の格差に鑑み「住い」の借主又は貸主並びに買主又は売主となる個人に対し、不動産及び建築について適切な情報提供と助言を行うことにより、納得と安心を伴った「住い」の賃貸借と売買の実現に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年五月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

日野市大字上田四百二十八番五及び同番十四

あきる野市秋川六丁目十五番二

国立市北一丁目十四番四十一から同番四十三まで及び中一丁目三十七番の各一部

青梅市吹上五十二番五、同番五地先、同番六、五十四番六及び六十二番三から同番九まで

青梅市千ヶ瀬町三丁目三百八十九番九の一部

稲城市平尾二丁目九十二番一から同番三まで及び同番十四から同番十六まで

東村山市秋津町二丁目二十八番四の一部

調布市入間町三丁目二番六の一部及び同番六地先

許可を受けた者の

住所及び氏名

立川市錦町四丁目四番二号 株式会社朝商

代表取締役 榎本 和正

青梅市野上町二丁目二百五十番地八 株式会社山一建設

代表取締役 山野井信夫

八王子市旭町一番八号 東日本旅客鉄道株式会社

支配人 佐藤 裕

武蔵村山市伊奈平五丁目一番地之三 株式会社大岸ホーム

代表取締役 豊泉 俊

青梅市塩船三十七番地 株式会社野崎工務店

代表取締役 野崎 吉則

青梅市千ヶ瀬町三丁目四百八十番地 社会福祉法人千ヶ瀬保育会

理事 氏江 知有

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 練馬区石神井町二丁目二十九番一号 一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号 兼六土地建物株式会社

代表取締役 鍵市 佳則

調布市深大寺東町四丁目十二番二十二号 中央区銀座六丁目十七番一号

三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役 藤林 清隆

東久留米市南町四丁目千六百七十一番四 武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号 兼六土地建物株式会社

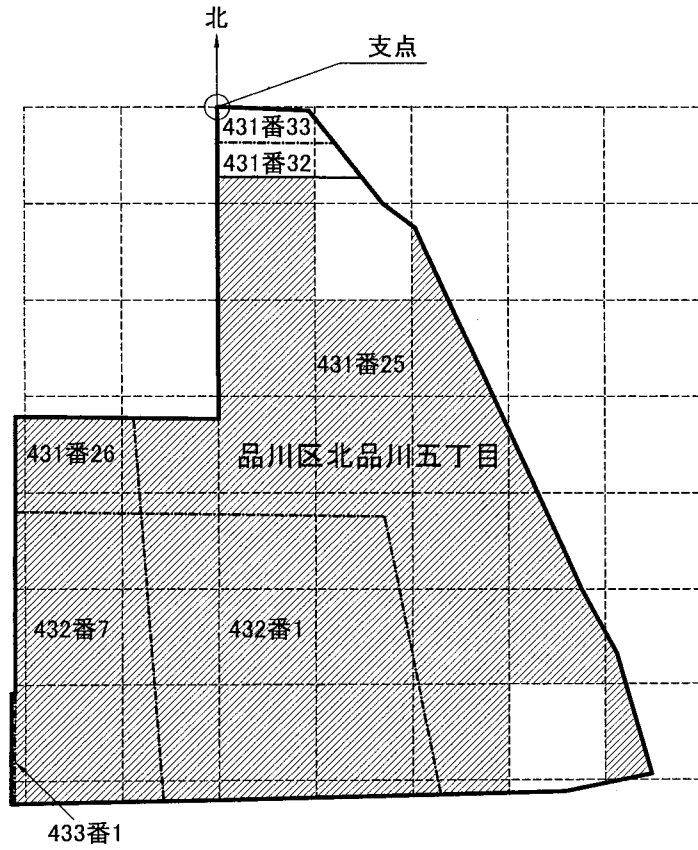
代表取締役 鍵市 佳則

正 誤

○平成二十五年九月二十六日付東京都告示第千三百七十八号

二ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図



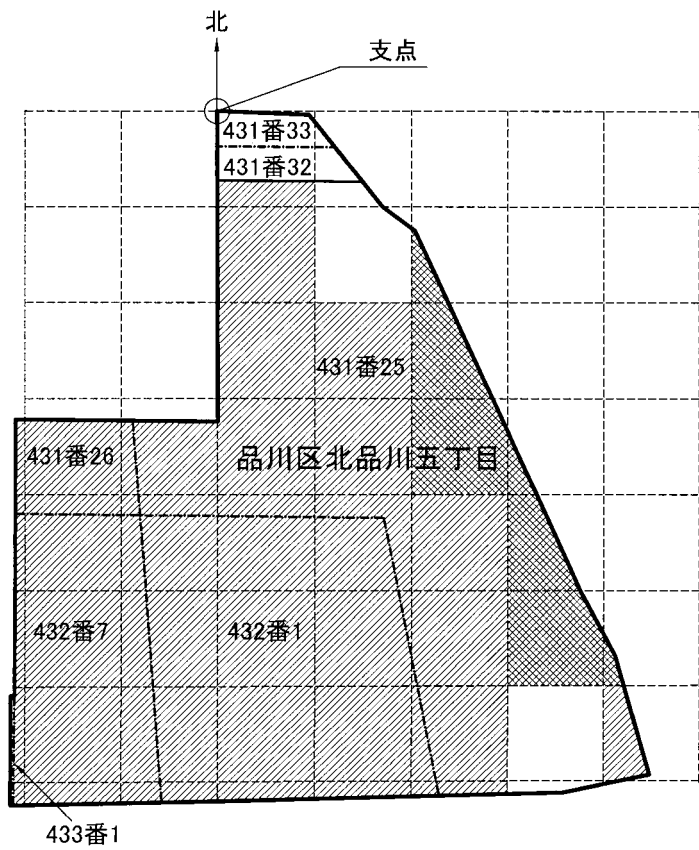
- 凡例
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査範囲
 - : 敷地境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域


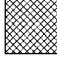
支店
支店は、品川区北品川五丁目431番33の最北端とする。

格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

○平成二十六年四月十日付東京都告示第五百九十七号
六ページ下段の別図を次のように訂正する。

別図



- 凡例
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査範囲
 - : 敷地境界
 -  : 形質変更所要届出区域
 -  : 指定を解除する区域

支点
 支点は、品川区北品川五丁目431番33の最北端とする。

格子の回転角度(0度0分0秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002